

確認検査業務手数料一覧表（2025年4月1日改訂）

2025/4/1

公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター

建築物（単位：円）

申請面積の合計	確認審査手数料						
	確認基本手数料		確認審査手数料 (通常審査+構造審査※3加算)				
	右記以外		型式認証		構造仕様規定	構造計算 (ルート1)	構造計算 (ルート2)
通常審査	急行コース※1	通常審査	急行コース※1				
30㎡以内	10,000	14,000	8,000	10,000	25,000	50,000	86,000
30㎡を超え、100㎡以内	18,000	26,000	13,000	18,000	33,000	58,000	94,000
100㎡を超え、200㎡以内	28,000	41,000	20,000	28,000	43,000	68,000	104,000
200㎡を超え、300㎡以内	39,000	—	27,000	—	54,000	79,000	115,000
300㎡を超え、500㎡以内	54,000	—	38,000	—	—	94,000	130,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	70,000	—	49,000	—	—	120,000	146,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	98,000	—	71,000	—	—	158,000	196,000

※1.急行コースは、一戸建ての住宅（法第20条の規定に基づく審査、又は法第93条第1項の規定に基づく同意を要する場合は除く。）に限ります。

※2.複数棟申請の床面積の合計が2,000㎡を超える場合です。

※3.構造加算後手数料は、独立部分が1の場合の手数料です。

確認加算手数料（単位：円）

1.構造計算審査

構造上の棟毎の床面積	ルート1	ルート2
500㎡以内	40,000	76,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	50,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	60,000	98,000

2.構造仕様規定審査

15,000

※構造上の棟毎に適用

3.省エネ仕様基準審査

5,000

※一戸建ての住宅以外の住宅については、別途見積り

4.天空率審査

5,000

※2階建て以下の一戸建ての住宅を除く

工作物・昇降機

	確認申請手数料 (円/数.台)	完了検査手数料 (円/数.台)
工作物	16,000	18,000
昇降機	18,000	26,000

※複数確認申請の場合は×数.台の手数料になります。

その他手数料（単位：円）

帳簿記載証明書の発行手数料	1,000
---------------	-------

建築物（単位：円）

検査対象床面積の合計	中間検査手数料	完了基本手数料 ※別途完了加算手数料あり		
		基本手数料	減額手数料	
			設計性能評価	建設性能評価
30㎡以内	20,000	20,000	3,000	7,000
30㎡を超え、100㎡以内	25,000	25,000	5,000	9,000
100㎡を超え、200㎡以内	34,000	33,000	8,000	12,000
200㎡を超え、300㎡以内	44,000	50,000	10,000	16,000
300㎡を超え、500㎡以内	61,000	66,000	10,000	16,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	78,000	82,000	18,000	26,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	105,000	115,000	23,000	28,000

※中間検査又は完了検査について、離島（熊毛地区、大島地区、十島三島地区及び薩摩川内甑島地区）は、別途交通費、宿泊費等が必要となります。

※設計性能評価～設計住宅性能評価を住宅センターで受けている場合

建設性能評価～建設住宅性能評価を住宅センターで受けており、住宅センターにおいて直前の設計住宅性能評価を受けているものに限る。

完了加算手数料（単位：円）

1.軽微な変更（構造計算審査、ルート2審査及び構造仕様規定審査に影響する変更に限る）

5,000

2.省エネ適合性判定等※に係る建築物の加算

イ) 直前の省エネ適合性判定等を当社から受けている完了検査	完了検査基本手数料×40%
ロ) 直前の省エネ適合性判定等を当社以外から受けている完了検査	完了検査基本手数料×60%

3.省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容の確認

ルートA・B 住宅センター省エネ適合性判定手数料	×30%
省エネ仕様基準審査	5,000

※省エネ適合性判定等～建築物省エネ法第11条第6項の規定による適合判定通知書、設計性能評価書、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条の規定による認定通知書及び品確法第6条の2第3項の規定による確認書を利用する場合、若しくは省エネ仕様基準審査による場合をいいます。

他 以下の申請等につきましては、手数料規程を参照またはお問合せください。

1.既存建築物に対して行う増築棟、用途変更、軽微な変更、計画変更の審査

2.軽微な変更、追加説明書、再検査手数料の審査

3.直前の確認を直前の確認を当センター以外の者が行った場合に手数料に加算する額

※R3.6.1からの主な変更点については赤字部分になります。